

契約書（案）

| | |
|-------------|---|
| 契 約 名 称 | 安佐南工場破碎施設鉄くず等売扱（10月～12月分）（単価契約） |
| 契 約 期 間 | 契約締結日から令和 7年12月31日まで |
| 履 行 期 間 | 令和 7年10月 1日から令和 7年12月31日まで |
| 売 扱 金 額 | 1トン当たり 円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 売 扱 予 定 数 量 | 512t |
| 契 約 保 証 金 | 要 |
| その他の契約事項 | 別紙仕様書のとおり |
| 特 約 事 項 | なし |
| 適用除外条項 | 売扱契約約款（単価契約） 契約保証金を徴収した場合 第13条の3第2項 契約保証金を免除した場合 第14条 第15条第3項、4項及び6項 第16条 第17条 |
| 管 轄 裁 判 所 | 広島地方裁判所 |

上記売扱契約について、売扱人と買受人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の売扱契約約款（単価契約）によって公正な売扱契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証として本書2通を作成し、売扱人及び買受人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 月 日

売扱人 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實

買受人

広島市売払契約約款（単価契約）

（総則）

- 第1条 売扱人及び買受人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の売払契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 買受人は、売払物品（以下「物品」という。）の売払代金を売扱人に支払い、不用物品の引取書（以下「引取書」という。）に記載された引取期間内に、物品を引き取るものとする
- 3 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（信義則）

- 第2条 買受人は、この契約の内容を売扱人の指示及び信義に従い、誠実に履行するものとする。

（仕様書等の疑義）

- 第3条 仕様書等に疑義が生じたときは、売扱人の解釈によるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、特別の理由によりあらかじめ書面で売扱人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止等）

- 第5条 買受人は、この契約の履行に当たってその全部又一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により売扱人の承諾を得なければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、買受人は、この契約の履行の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。
- (1) 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指

名停止の期間が経過しないもの

(3) 法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当するもの

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

3 買受人は、前項各号に掲げる者以外の者にこの契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

4 買受人は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を売扱人に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(売扱代金)

第6条 売扱代金の額は、契約金額（単価）に物品の実量（公認の計量証明書等を提出すること。）を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、著しく市場価格に変動が生じた場合は、売扱人と買受人が協議のうえ契約金額（単価）を変更できるものとする。

(売扱代金の納付等)

第7条 買受人は、売扱代金を、売扱人が発行する納入通知書により、売扱人の指定する期限までに納付するものとする。

2 売扱人は、買受人が売扱代金を納付した後、買受人に引取書を交付するものとする。

(所有権の移転)

第8条 物品の所有権は、買受人が売扱代金を納付した時に、売扱人から買受人に移転するものとする。

(物品の引取り)

第9条 買受人は、物品を引き取るときは、その旨を売扱人に通知し、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 買受人は、この契約の履行に当たって、その責めに帰すべき理由により売扱人又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任および危険負担)

第11条 売扱人は、物品の種類、品質又は数量に関して、民法第562条から第564条までに定める売主の責任を負わない。ただし、買受人が物品を引き取る前に売扱人及び買受人双方の責めに帰することができない事由により物品が滅失又はき損したときは、売扱人がその損害を負担する。

(談合行為等の措置)

第12条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあつたとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、買受人（買受人の役員等、代理人、使用人、その他の従業員を含む。この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、買受人が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、買受人が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 買受人は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を売扱人に請求することはできない。
- 3 買受人は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約金額（単価）に発注予定数量を乗じた金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を損害金として売扱人の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 4 前項の規定による損害金の請求を行う場合において、売扱人に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、売扱人は買受人に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(催告による契約解除)

第13条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行しないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 前号及び次条に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(催告によらない契約解除)

第13条の2 売扱人は、第12条の規定による場合のほか、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除できる。

- (1) この契約を履行しないことが明らかなとき。
- (2) この契約を履行することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第4条の規定に違反し、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継したとき。
- (4) 第5条第2項又は第3項の規定に違反したとき。
- (5) 警察等捜査機関からの通報等により、第5条第2項第3号に該当する者であることが判明したとき。
- (6) 買受人が、第5条第3項に違反して、この契約の一部の履行の全部又は一部を、同条第2項第3号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させた場合において、売扱人が当該再委任又は再下請負の契約を解除させるよう必要な措置を講ずることを求め、買受人がこれに応じなかったとき。

(契約解除後の損害賠償等)

第13条の3 買受人は、前2条の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を売扱人に請求することができないものとする。

2 買受人は、前2条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額（単価）に発注予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を、違約金として売扱人の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は、買受人がこの契約に基づく義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 買受人が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第12条第1項、第13条又は第13条の2の規定により契約が解除された場合においては売扱人に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、売扱人は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 買受人は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに売扱人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 買受人は、前項の場合において、売扱人及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 買受人は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、物品の引取りに遅れが

生じるおそれがある場合は、売扱人と物品の引取りに関する協議を行わなければならない。

4 買受人は、売扱人ととの物品の引取りに関する協議を行った結果、物品の引取りに遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、売扱人に引取期間の延長の請求を行うものとする。

5 買受人は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに売扱人へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 買受人は、前項の被害により物品の引取りに遅れが生じるおそれがある場合は、売扱人と物品の引取りの時期に関する協議を行うものとし、物品の引取りに遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、売扱人に引取期間の延長の請求を行うものとする。

(引取期間の延長)

第16条 買受人は、特別の理由により引取期間内に物品の引取りを完了することができないときは、その理由を明示した書面により、売扱人に引取期間の延長変更を請求することができる。

(遅延損害金)

第17条 買受人が、その責めに帰すべき理由により引取期間内に物品の引取りができなくなった場合であっても、売扱人において支障がないと認め、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、売扱人は、買受人から遅延損害金を徴して、期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、延長前の契約期間満了の日から物品の引取り完了の日までの日数1日に付き、売扱人がこの契約の未履行部分に相応する売扱契約金額相当額として定める額の1,000分の1に相当する額とする。

(法令の遵守)

第18条 買受人は、契約の履行に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

(契約締結に要する費用負担)

第19条 この契約の締結に要する経費は、買受人の負担とする。

(守秘義務)

第20条 買受人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(補則)

第21条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて売扱人と買受人が協議して、これを定める。

仕様書

1 契約の名称

安佐南工場破碎施設鉄くず等売扱（10月～12月分）（単価契約）

2 引渡場所

広島市環境局環境施設部安佐南工場破碎施設（以下「施設」という。）

安佐南区伴北四丁目3990番地

3 契約内容

（1）売扱品目

ア 施設に搬入された大型ごみ（広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第2条第7号に掲げる大型ごみ）のうち、回転式破碎機で破碎し磁選機で選別した鉄くず等（貯留搬出室ホッパーに貯留したもの）

イ 破碎できない鉄くず等（投入ステージ積置場に積置きしたもの）

注：鉄くず等には鉄以外の不純物が含まれる。

（2）売扱予定数量

512t

ただし、施設の運営状況等により増減することがある。

（3）引渡日

引渡日は、広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日広島市条例第49号）に規定する市の休日以外の日とする。なお、施設の補修その他本市の都合により変更する場合は、本市係員の指示による。

（4）引渡時間

原則として、午前8時30分から午後5時までとする。

なお、施設の補修その他本市の都合により変更する場合は、本市係員の指示による。

（5）引渡方法

買受人は、破碎施設計量所で鉄くず等の重量を計量（2回計量）して搬出するものとする。総重量計量の際、本市は鉄くず等の正味重量を表示した計量書を交付し、これを売扱数量とする。

なお、ホッパーの開閉作業を含む積込み作業は、買受人が行うものとする。

また、トラック1台での搬出量はホッパー1基分（約5t）とする。

4 遵守事項

買受人は、契約の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貯留搬出室ホッパーからの搬出に使用する車両は長さ9m以下、高さ3.6m以下(ただし、荷台の高さは3.5m以下)、投入ステージからの搬出に使用する車両は長さ1.2m以下、高さ3.8m以下、ホイールベースの長さ7.5m以下、車両総重量2.5t以下とし、本市にあらかじめ届出した車両を使用すること。
- (2) 貯留搬出室での積込みは、騒音・発じんを防止するため、原則としてシャッターを全閉して行うこと。また、ホッパーを開けた後、ホッパー内の貯留物を残した状態での閉操作は絶対に行わないこと。
- (3) 積込み後、貯留搬出室床及び投入ステージ積置場の清掃を行うこと。
- (4) 搬出の際、車両から鉄くず等が飛散落下しないようシートを堅固に装着する等の措置を講ずること。
- (5) 引渡日、引渡台数等の詳細については、施設の運営に支障をきたさないよう、運転員の指示に従うこと。(引渡時に、次回の引渡日及び台数を指示するものとする)
- (6) 引渡時間以外での施設内の車両の駐車は行わないこと。
- (7) 作業中に施設等を損傷した場合は、買受人の責任において原状復旧すること。
- (8) 契約の履行に当たっては、廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令を遵守すること。
- (9) 引渡した鉄くずは、再資源化して適正に処理を行うこと。また、再資源化の際に生じた残渣についても適正に処理すること。

5 報告事項等

買受人は、契約締結後、直ちに本市の定める様式により次の書類を提出しなければならない。

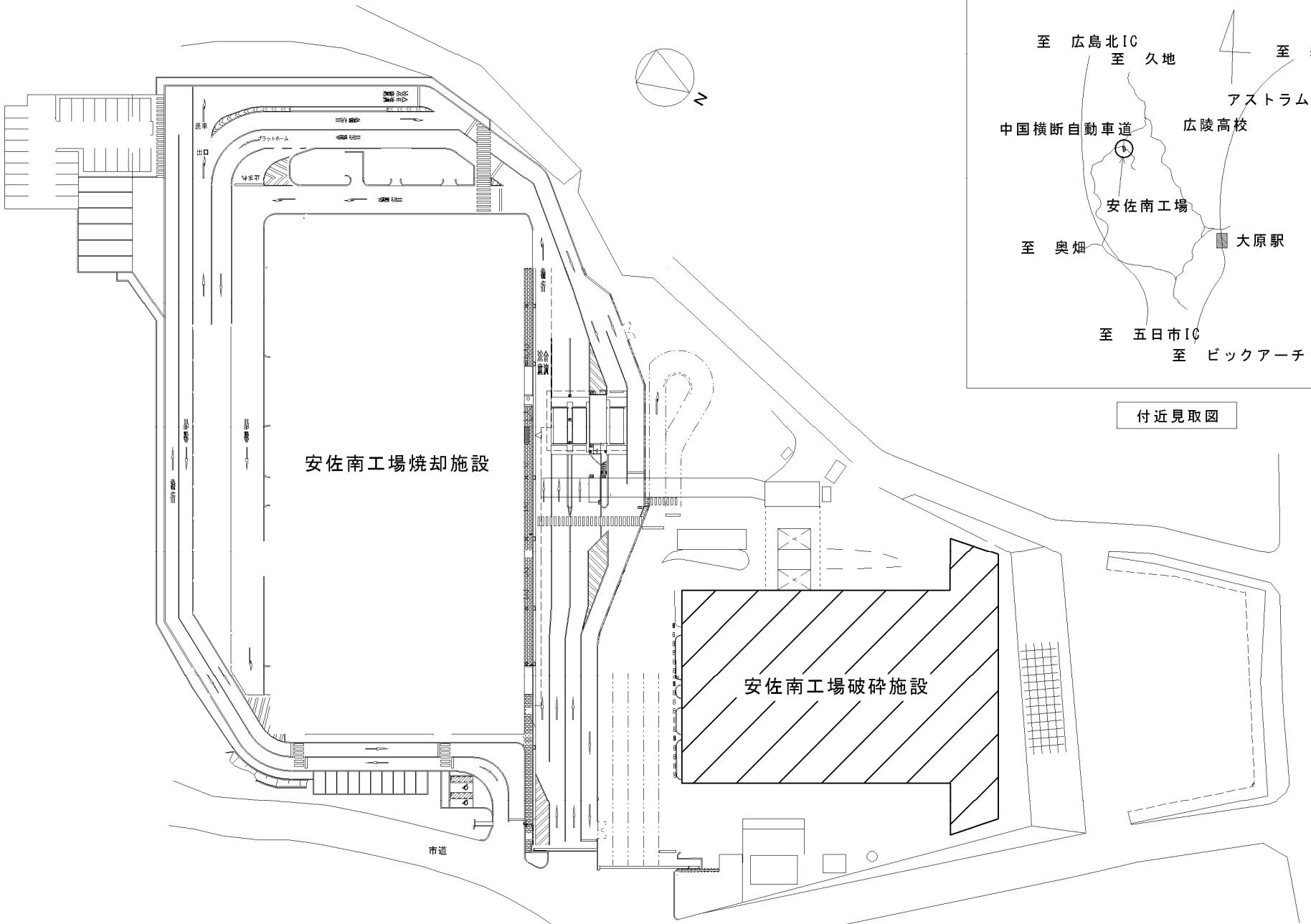
また、変更があったときも同様とする。

- (1) 実施計画書(搬出ルート等を記載する。)
- (2) 運転者名簿の提出について(運転免許証の写しを添付する。)
- (3) 使用車両届(車検証の写し及び自動車保険証の写しを添付する。)

6 売払代金の納付等

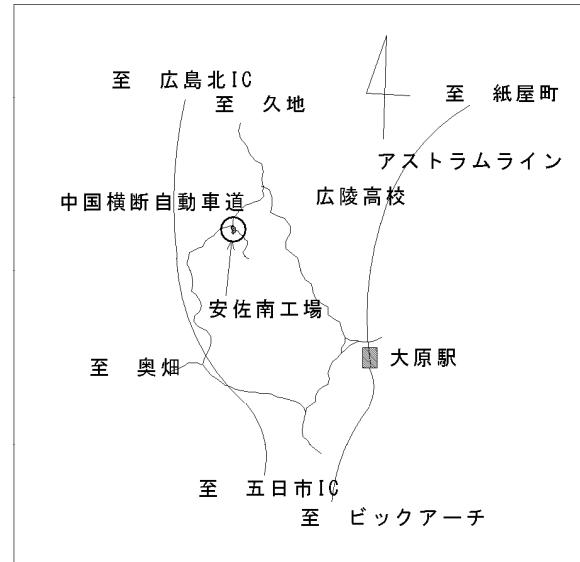
広島市売払契約約款(単価契約)第7条第1項で定める売払代金の請求及び納付の時期は次のとおりとする。

- (1) 売払人の請求時期は、翌月の15日まで
- (2) 買受人の納付時期は、翌月の末日まで(この日が土曜日、日曜日、休日その他金融機関が営業を行わない日の場合は金融機関の翌営業日)



安佐南工場配置図

引渡場所を示す。



付近見取図

